

＜知立市議会議員政治倫理条例(案)への意見の提出結果について＞

○1通2件(電子メール1通)

| No. | 項目      | ご意見の概要  | ご意見に対する考え方  |
|-----|---------|---|---|
| 1   | 議員の寄附行為 | <p>相当以前の議会だより「こんにちは知立市議会です」に掲載されていましたが、議員の一般市民に対する寄附行為及び、市民が議員に対して寄附をねだる行為は法律で禁止されています。にもかかわらず、私はそれらの違反行為を目にしてきましたが、いかがか。</p> | <p>公職選挙法では、現職議員(候補者、候補者になろうとするものを含む)が、選挙区内にある者に寄附すること(議員本人が出席する結婚披露宴及び葬儀等における祝儀、香料を除く)は、すべて禁止されています。同時に、議員に対し、寄附するよう勧誘や要求することも禁止されています。</p> <p>議員の寄附行為は、現行公職選挙法の違反行為であり許されるものではありません。従って、議員政治倫理条例の有無に関わらず、厳しく対処し根絶することが必要です。</p> <p>今回の条例は、まちづくり基本条例や現在制定を検討している議会基本条例における「議員の政治倫理」について、より明確にするために制定するものです。議員が市民全体の代表者として、自らの責任を自覚し、市民に信頼される公正で、民主的な市政発展に寄与することを目的にしています。</p> |
| 2   | 条例制定時期  | <p>議員に対する政治倫理条例の制定は、市長等の政治倫理条例に合わせて制定すべきだったと思うが、どうか。</p>  | <p>「市長、副市長、教育長の政治倫理条例」は、平成22年4月に施行されました。市長、議員ともに公選の特別職であり、同時制定のご指摘はもっともなご意見です。議会内では同時制定の提案もありましたが、議会全体の合意ができず今回の提案になったものです。</p>   |